

厚生労働大臣の定める掲示事項

当院は、厚生労働大臣の定める基準に基づいて診療を行っている保険医療機関です。

当院は、厚生労働大臣の定める施設基準についての届出をおこなっています。

- ・外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）
- ・酸素の購入価格の届出

「個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書」の発行について

当院では、医療の透明化や患者への情報提供を積極的に推進していく観点から、領収書の発行の際に、個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行しております。

また、公費負担医療の受給者で医療費の自己負担のない方についても、明細書を無料で発行しております。

なお、明細書には、使用した薬剤の名称や行われた検査の名称が記載されるものですので、その点、御理解いただき、ご家族の方が代理で会計を行う場合のその代理の方への発行も含めて、明細書の発行を希望されない方は、会計窓口にてその旨お申し出ください。

厚生労働大臣の定める揭示事項

医療情報取得加算について

当院は、オンライン資格確認を行う体制を有し、マイナ保険証の利用や問診票等を通じて患者様の診療情報を取得・活用することにより、質の高い医療の提供に努めています。

生活習慣病管理について

当院では、患者さまの状態に応じ、医師が判断させていただき、28日以上 of 長期の投薬を行うこと又はリフィル処方箋を交付する対応が可能です。

一般名処方管理加算について

当院では、後発医薬品のある医薬品について、特定の医薬品名を指定するのではなく、薬剤の成分をもとにした一般名処方(一般的な名称により処方箋を発行すること※)を行う場合があります。一般名処方によって特定の医薬品の供給が不足した場合であっても、患者さんに必要な医薬品が提供しやすくなります。

※一般名処方とは お薬の「商品名」ではなく、「有効成分」を処方せんに記載することです。